

トライオートFX 取引説明書

(店頭外国為替証拠金取引 契約締結前交付書面)

2026年4月6日

お客様各位

トライオート FX（店頭外国為替証拠金取引）を取引されるに
当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

トライオート FX は当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引で
す。

トライオート FX は元本および利益が保証された取引ではありません。少額
の資金で多額の取引を行うことが可能であるため、多額の利益が得られること
もある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。

取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書とあわせて「店
頭外国為替証拠金取引 契約約款」（以下「契約約款」といいます。）の内容を熟
読いただき、取引の仕組みやリスクを十分に把握、ご理解いただく必要があり
ます。

お客様の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断した
場合にのみ、お客様ご自身の責任と判断において取引を行っていただきますよ
うお願いいたします。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき
情報を提供するもので、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち
同項第 2 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取
引について説明します。

目 次

トライオート FX のリスク等重要事項について	3
トライオート FX の仕組みについて	7
・取引の方法	7
・証拠金	8
・決済に伴う金銭の授受	9
・課税上の取扱い	9
トライオート FX の手続きについて	11
トライオート FX に係る禁止行為	13
当社の概要	16
苦情処理・紛争解決について	17
トライオート FX 取引要綱	18
トライオート FX の自動売買に関する重要事項	25
トライオート FX に関する用語解説	29

トライオート FX のリスク等重要事項について

トライオート FX（店頭外国為替証拠金取引）（以下「本取引」といいます。）は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

本取引は、対象とする通貨ペアを売買する際の売買価格差（スプレッド）があり、その値は自動売買取引とマニュアル取引とで異なります。また、相場状況の急変時、経済指標発表前後、流動性の低下時等は、スプレッドが広くなることや、意図した取引ができない可能性があります。

当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的にカバー取引先金融機関においてカバー取引を行っております。カバー取引先金融機関については、本説明書 5～6 ページをご覧ください。

本取引において同一通貨ペア・同一注文手法・同一売買区分※の取引数量の合計が 100 万通貨を超える取引（ロスカット取引を含む）については、カバー取引に係る大口取引調整分および本取引のサービスレベル維持を目的として、大口マークアップが約定価格に加算されます。（※同一通貨ペアでも、自動売買取引とマニュアル取引それぞれ区別して各取引数量の合計を計算します。）大口マークアップが加算される場合は、お客様に不利な価格で約定します。大口マークアップについては、本説明書「トライオート FX 取引要綱（9）、（14）および当社ホームページをご覧ください。

本取引に係る手数料は、無料です。

取引システムまたは当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延が発生することや注文の発注、執行、確認および取消などができない可能性があります。

本取引において、有効比率（有効証拠金額÷必要証拠金額×100（%）で算出します。）が当社の定める水準以下になった場合、取引時間内の全ての建玉は、反対売買により強制決済（以下「ロスカット」といいます。）されます。急激な相場変動時には、定められた有効比率を大きく割り込んでロスカットされる場合があります。また、証拠金預託額以上の損失が発生する場合があります。

本取引は、金融商品取引法第37条の6に規定される書面等による解除（クーリングオフ）はできません。

カバー取引先金融機関一覧

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、下記のカバー取引先金融機関（以下「カバー先」といいます。）とカバー取引を行います。

（括弧内は業務内容および監督当局）

■ ドイツ銀行

（銀行業：ドイツ連邦金融監督局）

■ ゴールドマン・サックス・インターナショナル

（証券業：英金融行為機構および英健全性規制機構）

■ シティバンク、エヌ・エイ

（銀行業：米国の金融監督当局、英金融行為機構および英健全性規制機構）

■ バークレイズ銀行

（銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構）

■ ユービーエス・エージー

（銀行業：スイス連邦金融市場監督機構）

■ コメルツ銀行

（銀行業：ドイツ連邦金融監督局）

■ J P モルガン・チェース・バンク N. A.

（銀行業：米国の金融監督庁）

■ BNPパリバ

（銀行業：フランス金融市場庁）

■ ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー

（銀行業：米国の金融監督当局）

■ バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ

（銀行業：米国の金融監督当局）

■ 360TGTX. inc

（金融機関向け外国為替電子取引事業者：ドイツ連邦金融監督局）

■ スタンダードチャータード銀行

（銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構）

■ シタデル セキュリティーズエルエルシー

（金融機関向け外国為替電子取引事業者：米金融取引業規制機構）

- エックス・ティール・エックス・マーケット・リミテッド
(リクイディティプロバイダー：英金融行為機構および英健全性規制機構)
- 三菱 UFJ e スマート証券株式会社
(金融商品取引業：金融庁)
- SBI リクイディティ・マーケット株式会社
(リクイディティプロバイダー)
- 26 Degrees Global Markets Pty Ltd.
(金融サービス業：オーストラリア健全性規制庁)

本取引は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生じるおそれがあります。

お客様からお預かりした証拠金(証拠金預託額±評価損益相当額±未実現スワップポイント)は、株式会社三井住友銀行および日証金信託銀行株式会社との、顧客分別金信託および顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座にて、当社の財産とは区分して管理します。

トライオート FX の仕組みについて

本取引は、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

【本取引の概要】

本取引は、事前取引金額の一部を証拠金として当社に預けることにより、実際の資金よりも大きな取引が可能となる取引です。取引方法は、買付けた通貨ペアを転売し、もしくは、売付けた通貨ペアを買戻して決済する差金決済方式です。本取引の発注については、インターネットを利用し、自動売買取引（お客様または当社があらかじめ設定した売買指示情報を基に、自動的にシステムが発注する売買。）（以下「自動売買」といいます。）およびマニュアル取引（お客様がご自身の裁量で行う売買。）（以下「手動売買」といいます。）によって行うことができます。

※自動売買について詳しくは、当社ホームページ等をご覧ください。

☆取引の方法

本取引の取引内容は次の通りです。

- (1) 取扱通貨ペア、取扱時間、取引単位および呼び値の最小変動幅等については、取引要綱をご覧ください。なお、取扱通貨ペアは、流動性の諸事情および当該国の規制等により、全部または一部を廃止する場合があります。
- (2) 当社は、通貨ペアごとにビッド価格とアスク価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社がお客様に提示するビッド価格とアスク価格は、カバー先からの配信価格や市場環境をもとに当社が生成した独自の価格です。ビッド価格とアスク価格には価格差（スプレッド）があり、アスク価格はビッド価格に比べて常に高い価格となります。スプレッドは自動売買と手動売買（以下「注文手法」といいます。）および通貨ペアごとに値が異なり、相場急変時や経済指標発表前後、流動性の低下時等は拡大することがあります。また、下記①～④の場合は当社が価格の提示を停止することやお客様からの注文の受付を停止するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。
 - ①相場急変などにより、カバー先などからの流動性が著しく減少した場合
 - ②当社が生成した価格が直前に提示した価格から一定以上、乖離した場合
 - ③当社が生成した価格のスプレッドが、当社があらかじめ設定したスプレッド幅以上に拡大

した場合

- ④その他、相場急変などの理由により、当社が正確な価格の提示が困難と判断した場合
 価格の提示を停止した後、上記①～④の原因が解消され、当社が安定的な価格の提示が可能と判断した場合、価格の提示を再開します。停止中の市場の動向によっては、お客様の口座のロスカット水準を大きく割り込んで価格の提示を再開する場合があります、再開と同時にお客様の建玉がロスカットの対象となる可能性があります。また、ロスカット水準を大きく下回ってロスカットされ、お預かりしている証拠金預託額以上の損失が発生する場合があります。
- (3) 建玉は、転売もしくは買戻しすることで決済することができます。
- (4) 建玉の転売もしくは買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。毎営業日ロールオーバーすることにより、本取引は取引期限がありません。
- (5) ロールオーバーは実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売建玉買建玉ともに支払いとなることもあります。
- (6) お客様の損失がロスカット水準に達した場合、お客様の建玉をロスカットします。相場が急激に変動した場合には、証拠金預託額を上回る損失が生じることがあります。詳しくは、取引要綱をご覧ください。
- (7) 転売または買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売または買戻しを行った当日の営業日とします。

★証拠金

- (1) 証拠金の差入れ
 本取引の注文をするときは、(2) の証拠金額以上の額を当社に差し入れてください。
 差入れる証拠金は、日本円のみとします。
 本取引では有価証券等による証拠金の充当は行っておりません。
- (2) 必要証拠金額
 必要証拠金額は、取引要綱をご覧ください。
- (3) 出金
 お客様のご出金については、My ページより行ってください。出金可能額の範囲で出金を承ります。出金可能額の計算については、取引要綱をご覧ください。出金日については、当社ホームページをご覧ください。

(4) 差損益金およびスワップポイントの取扱い

建玉の決済にて生じた差損益金およびスワップポイントは、当日の営業日に証拠金預託額に反映されます。

ロールオーバーにより発生したスワップポイントは、発生日に未実現スワップポイントとして有効証拠金額に反映されます。未実現スワップポイントは建玉の決済前にお客様ご自身で振替を行うことで証拠金預託額に反映することができます。

なお、ロールオーバーにより発生するスワップポイントの取引口座への反映時期は、システムのタイミングによりお客様ごとに異なる場合があります。

(5) ロスカットの取扱い

本取引では、一定間隔ごとに有効比率を確認し、有効比率が所定の比率に達した場合、全ての未約定の注文を取消したうえで、全ての建玉をロスカットします。

なお、価格の提示が停止した場合、再開時の価格は停止時の価格から大きく乖離する可能性があります。このため、再開時の価格によっては、証拠金預託額以上の損失が発生する可能性があります。証拠金預託額以上の損失が発生した場合、損失額と証拠金預託額の差額を直ちにご入金いただく必要があります。

ロスカットについて詳しくは、取引要綱をご覧ください。

☆決済に伴う金銭の授受

建玉の決済に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭によって行います。

(売り取引価格－買い取引価格) × 取引数量 × 円転価格 ± 未実現スワップポイント

☆課税上の取扱い

当社は、お客様が本取引について建玉の決済およびスワップポイントの証拠金預託額への振替を行った場合には、原則として、お客様のご住所（所在地）、氏名（法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

〈個人のお客様〉

本取引に係る利益は、雑所得として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税 5%となります。またその損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降 3 年間、繰越することができます。

※復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を

乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

《法人のお客様》

各法人の事業年度に応じて損益を計算します。

法人本来の事業活動における損益と本取引による損益を合算して課税所得を計算します。

法人税法では事業年度末日における未実現損益および未実現スワップポイントも課税所得計算に算入する必要があります。事業年度末日に本取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失を7年間繰越すことができます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

トライオート FX の手続きについて

お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

お客様は当社と本取引を行うに際し、契約約款第1条の規定に基づいて当社に口座を開設していただきます。

(2) 注文の指示事項

本取引の注文をするときは、本取引の取扱時間※1内に、次の事項を正確に指示してください。

- ・通貨ペア
- ・売買の別
- ・新規決済の別
- ・注文数量
- ・指値等の指定価格
- ・注文の有効期限※2
- ・その他、お客様の指示によることとされている事項

※1 本取引の取扱時間については、取引要綱をご覧ください。

※2 注文の有効期限については、取引要綱をご覧ください。

(3) 証拠金の差し入れ

本取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。当社がお客様からの証拠金を受け入れたときは、電子メールにて通知※し、受領に係る情報を提供します。

※お客様が通知を設定していない場合は電子メールでの通知は行われません。

(4) 決済の方法

決済の方法については、取引要綱(1)取引の内容および(14)注文の種類と約定方法をご覧ください。

(5) 両建て取引について

本取引において両建て取引を行うことは可能ですが、両建て取引は、スワップポイントが損計算になること、売買価格差を二重に負担することなど、経済的合理性を欠くおそれがある取引であることにご留意ください。

(6) 取引の成立

本取引において取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容に係る情報を提供しま

す。

(7) 手数料

手数料については、取引要綱をご覧ください。

(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、お客様に取引の状況をご確認いただくため、お客様からのご請求の有無に関わらず、取引成立の都度および四半期ごと（以下「報告対象期間」といいます。）に成立した取引の内容、報告対象期間の末日における建玉、証拠金状況等の情報を提供します。

(9) 電磁的方法による情報の提供

当社からの情報の提供は、原則、電磁的方法にて行いますので、その旨ご承諾ください。

※お客様からのご請求があった場合は、書面による情報の提供を行います。

(10) 契約終了事由

本取引の契約は以下の事由により終了することがあります。

- ・当社が定める所定の期限までに必要な証拠金を差入れていただけない等、店頭外国為替証拠金取引 契約約款等の定めにより、お客様が期限の利益を喪失した場合
- ・上記のほか、店頭外国為替証拠金取引 契約約款等に定める解約事由および契約終了事由が生じた場合
- ・当社が行う金融商品取引業について、登録の取消しや廃業等があった場合

(11) その他

当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義がある場合は、速やかに当社までご連絡ください。特に、報告書の内容について、報告書の作成基準日の翌営業日までにご照会や異議の申し立て等がない場合には、その内容にてお客様がご了承いただいたものとします。

本取引の仕組み、手続き等についてご不明な場合は下記お客様サポートまでご連絡ください。

お客様サポート TEL：0120-659-274

受付時間：午前9時～午後5時

（土・日・元日を除く。祝日は対応しております。）

トライオート FX に係る禁止行為

金融商品取引業者は、店頭外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約に関する下記の行為を行うことについて、金融商品取引法で禁止されています。

- (1) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- (2) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
- (3) 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、金融商品取引契約の締結を勧誘する行為
(ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令で定める継続的取引関係にあるお客様に対する受託契約等の締結の勧誘および外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための受託契約等の締結の勧誘は除きます。)
- (4) 金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- (5) 金融商品取引契約の締結の勧誘を受けたお客様が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- (6) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- (7) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生じることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為
- (8) 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為
- (9) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- (10) 情報の提供を行う際に、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明を行

わないこと

- (11) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- (12) 金融商品取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- (13) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- (14) 金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- (15) 金融商品取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- (16) 金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為
- (17) あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- (18) 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- (19) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、通貨ペア、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結するものを除きます。）
- (20) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う当該店頭外国為替証拠金取引の売付けまたは買付けと対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (21) 店頭外国為替証拠金取引につき、お客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みません。）が、金融庁長官が定める額（個人の場合は想定元本の4%、以下同様。）に不足する場合に、取引成立後直ちにお客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- (22) 店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠

金額（計算上の損益を含みます。）が、金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

- (23) お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
- (24) お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。）
- (25) お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要

(1) 当社の概要

- ①商 号：インヴァスト証券株式会社
- ②住 所：東京都港区台場二丁目3番1号
- ③登 録 番 号：関東財務局長（金商）第26号
- ④設立年月日：1960年8月10日
- ⑤資 本 金：30億円
- ⑥代表者氏名：代表取締役社長 川上 真人
- ⑦業務の種類：第一種金融商品取引業
第二種金融商品取引業
投資助言業
- ⑧加入協会：日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人資産運用業協会

(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

①店頭外国為替証拠金取引

当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオート FX」のオンライン取引を提供しています。

②取引所為替証拠金取引

東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく365」のオンライン取引を提供しています。

③店頭 CFD 取引

当社とお客様とが相対で行う店頭 CFD 取引「トライオート ETF」、「トライオート CFD」のオンライン取引を提供しています。

(3) お問い合わせ・苦情受付窓口

当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。

※不正アクセスや不正利用が疑われる場合のご相談やご連絡も同窓口にて承ります。

お客様サポート

〒135-0091 東京都港区台場二丁目3番1号

TEL 0120-659-274 受付時間：午前9時～午後5時

（土・日・元日を除く。祝日は対応しております。）

苦情処理・紛争解決について

苦情処理および紛争解決～ 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

TEL 0120-64-5005

URL <https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

トライオート FX 取引要綱

(1) 取引の内容

店頭外国為替証拠金取引

お客様と当社とが相対で行う取引で、対象とする通貨ペアを買付けた場合は転売、売付けた場合は買戻して決済する、差金決済方式の取引です。

(2) 取扱通貨ペア (23 通貨ペア)

《対円通貨ペア》

- ・米ドル/円・ユーロ/円・英ポンド/円・豪ドル/円・NZ ドル/円・カナダドル/円
- ・スイスフラン/円・トルコリラ/円・メキシコペソ/円・南アランド/円

《上記以外の通貨ペア》

- ・ユーロ/米ドル・英ポンド/米ドル・豪ドル/米ドル・NZ ドル/米ドル
- ・米ドル/カナダドル・豪ドル/カナダドル・NZ ドル/カナダドル
- ・米ドル/スイスフラン・ユーロ/豪ドル・ユーロ/英ポンド
- ・ユーロ/ポーランドズロチ・豪ドル/NZ ドル
- ・ノルウェークローネ/スウェーデンクローナ

(3) 取扱時間

①取引時間

《通常期間 (11 月第一日曜日の翌日～3 月第二日曜日の前日) 》

月曜日午前 7 時～土曜日午前 6 時

《米国サマータイム期間 (3 月第二日曜日～11 月第一日曜日) 》

月曜日午前 7 時～土曜日午前 5 時

【システムメンテナンス】

- ・火曜日から金曜日の午前 6 時 40 分～午前 7 時 10 分および土曜日午前 6 時 00 分～午前 7 時 10 分 (米国サマータイム期間は午前 5 時 40 分～午前 6 時 10 分および土曜日 5 時 00 分～6 時 10 分) の間は、日次システムメンテナンス時間のため約定しません。また、入出金依頼も行うことはできません。
- ・日曜日午前 0 時～午前 12 時は週次システムメンテナンスのためログインすることができません。
- ・システムメンテナンスは臨時で行う場合があります、週次システムメンテナンス以外でもログインできない場合があります。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

②注文受付時間

週次システムメンテナンス時間外は注文受付が可能です。ただし成行注文※は取引時間内のみとなります。※成行注文は、(14) 注文の種類と約定方法をご覧ください。

(4) 最小変動幅

《対円通貨ペア》 0.001 円

《上記以外の通貨ペア》 0.00001 外貨

※各通貨ペアの最小変動幅は上記の通りで、最小変動幅あたり以下の差損益金が発生します。

「最小変動幅×取引数量（円/米ドル/英ポンド/豪ドル/スイスフラン/カナダドル/NZドル/ポーランドズロチ/スウェーデンクローナ）」

(5) 最小取引単位

1,000 通貨（南アランド/円、ノルウェークローネ/スウェーデンクローナは 10,000 通貨）

(6) レバレッジ

《個人》 最大 25 倍

《法人》 毎週見直され変動します。

詳しくは、「(7) 必要証拠金額の算出方法」をご覧ください。

(7) 必要証拠金額について

《個人》

各通貨ペアの時価評価額の 4%以上

《法人》

各通貨ペアの時価評価額×為替リスク想定比率※1

※1 為替リスク想定比率とは、一般社団法人金融先物取引業協会が過去の価格の値動きを元に算出する証拠金率です。毎週、金曜日に発表され、翌々週に適用します。

※《個人》、《法人》ともに新規買い（売り）注文の場合はアスク（ビッド）価格を元に必要証拠金額が算出され（発注証拠金額）、新規注文成立後の必要証拠金額はビッド（アスク）価格を元に算出されます。小数点以下は切り上げて算出されます。価格を指定する注文※2 の必要証拠金額は指定する価格を元に算出されます。

※2 価格を指定する注文は、(14) 注文の種類と約定方法をご覧ください。

※両建て時の必要証拠金額は、《個人》《法人》ともに通貨ペアごとに、売り建玉と買い

建玉のそれぞれの必要証拠金額の合計額を比較し大きい方の金額となります。

(8) 出金可能額の計算方法

「証拠金預託額 - 必要証拠金額 - 発注証拠金額 - 出金指示額」※1

※1 評価損益+未実現スワップポイントの金額が損計算の場合は上記金額から差し引かれます。

※建玉を保有している状況で出金可能額を全額出金した場合、評価損益がわずかでも悪化するとロスカットとなる可能性がありますのでご注意ください。

(9) 手数料

取引に係る手数料は、無料です。

※その他コスト

本取引において同一通貨ペア・同一注文手法・同一売買区分※の取引数量の合計が 100 万通貨を超える取引（ロスカット取引を含む）については、大口マークアップが約定価格に加算されます。（※同一通貨ペアでも、自動売買取引とマニュアル取引それぞれ区別して各取引数量の合計を計算します。）大口マークアップが加算される場合は、お客様に不利な価格で約定します。大口マークアップについて詳しくは、本説明書「トライオート FX のリスク等重要事項について」、(14) 注文の種類と約定方法および当社ホームページをご覧ください。

(10) プレアラートメール/アラートメール

有効比率が 150%以下になるとプレアラートメールを、有効比率が 120%以下になるとアラートメールをお客様のご登録メールアドレス宛に送信します。

※1 営業日につき 1 回（初めて有効比率がプレアラート値およびアラート値以下となった時点）の送信となります。なお、ロスカット発生後に再び有効比率がプレアラート値およびアラート値以下になると、同一営業日であっても再度送信します。

※相場急変時はプレアラートメールやアラートメールを送信することなくロスカットする場合があります。

(11) ロスカットルール

有効比率が 100%以下となった場合には、全ての未約定の注文を取消し、全ての建玉をロスカットします。

《有効比率の確認間隔》

有効比率が 200%超の場合は約 5 分、200%以下は約 1 分の間隔で有効比率を確認しま

す。

※有効比率の確認間隔は、確認時の有効比率によって随時変更します。

(12) ロスカットの注意事項

- ①ロスカットした場合、設定している全ての自動売買注文の稼働が停止します。
- ②ロスカット判定時に価格が提示されている通貨ペアの建玉のみロスカットし、価格が提示されていない通貨ペアの建玉はロスカットしません。なお、ロスカット判定時に価格が提示されていたものの、ロスカット時に価格の提示が行われていない通貨ペアの建玉は、価格提示再開後に、再度有効比率を確認し、有効比率が 100%以下の場合ロスカットします。
- ③ロスカットの判定およびロスカットは、その時の相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況など）や、対象となる口座数、建玉数および注文の件数などにより、必ずしも上記（11）ロスカットルール《有効比率の確認間隔》の通りに処理が完了するとは限りません。そのため、ロスカット時の価格がロスカット判定時の価格から大きく乖離して約定することがあり、証拠金預託額以上の損失が発生する可能性があります。
- ④証拠金預託額以上の損失が発生した場合、お客様は当社に対して当該不足金の支払い義務が生じることを異議なく承諾し、当該不足金を直ちにご入金いただくものとします。
- ⑤ロスカット判定は各通貨ペアの取引時間内で行っています。取引開始後、初回の価格の提示が行われるまでのロスカット判定は前営業日の終値にて判定します。なお、週初は全ての口座の有効比率の計算が完了次第、有効比率 200%以下の口座は 1 分間隔、有効比率 200%超の口座は 5 分間隔で有効比率を確認します。
- ⑥本取引にて同一通貨ペア・同一注文手法・同一売買区分で保有建玉の合計が 100 万通貨を超える状態でロスカットになると、大口マークアップが約定価格に加算されます。大口マークアップについて、その値幅等詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

(13) 注文等の上限

《手動売買》

一回あたりの発注上限数量は以下の通りです。

通貨ペア	発注上限数量
<ul style="list-style-type: none"> ・米ドル/円 ・ユーロ/円 ・英ポンド/円 ・豪ドル/円 ・ユーロ/米ドル 	1,000 万通貨

<ul style="list-style-type: none"> ・英ポンド/米ドル ・豪ドル/米ドル 	
上記以外の通貨ペア	100 万通貨

《自動売買》

一回あたりの発注上限数量は全ての通貨ペア共通で 200 万通貨です。

※建玉数量※1 ならびに注文件数および建玉件数にも上限があります。各上限数量いずれかにかかる場合は、発注できません。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

なお、各上限数は変更する場合があります。またお客様への告知が変更日の直前となる場合があります。

※1 建玉数量の上限は、注文手法を区別せず通貨ペアごとの合計です。

(14) 注文の種類と約定方法

以下の注文においてその時の相場の状況（流動性の低下、カバー先との注文状況など）や、約定処理をする口座数、建玉数および注文の件数などにより、約定の反映までに時間を要する場合があります。

《成行注文》

価格を指定せずに発注する注文です。当社のシステムに到達後、約定処理を行う際の価格で約定します。そのため、価格の変動が大きい時等には、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります。（この価格差はお客様にとって有利な場合もあり、不利な場合もあります。）

《指値注文》

売買注文を出すときに「いくら以下なら買いたい、いくら以上なら売りたい。」というように価格を指定する※1 注文です。お客様が指定した価格、または条件を満たした最初の価格が約定価格となります。（この場合、お客様が指定した価格よりも有利な価格で約定する場合があります。）

※1 指定する価格には制限があります。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

※月曜日および日次のシステムメンテナンス終了後の取引開始時等は、お客様が指定した価格の条件を満たした最初の価格が約定価格となります。

《逆指値注文》

売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい。」というように価格を指定する※1 注文です。105 円で米ドル/円の買建玉を保有しているお客様が、104 円以下になるようであれば損失限定のために売り決済をしたと考えた場合「104 円の売り逆指値注文」という形で発注します。この注文は、価格

の変動が大きい時等にはお客様が指定した価格と大きく乖離した価格で注文が約定する場合があります、またお客様が指定した価格よりも不利な価格で約定する場合があります。

※1 指定する価格には制限があります。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

《IFD（イフダン）注文》

新規注文と同時に、その新規注文が成立した場合に有効になる決済注文をセットで出す注文方法です。

《OCO（オーシーオー）注文》

新規買い指値注文と新規買い逆指値注文、または決済売り指値注文と決済売り逆指値注文などのように、2種類の指値（もしくは逆指値）注文を同時に出しておき、いずれか一方が成立したら自動的にもう一方がキャンセルとなる注文方法です。

《IFO（イフダンオーシーオー）注文》

IFD注文とOCO注文を組み合わせた注文方法です。新規注文と同時に、その新規注文が成立した場合に有効になる2種類の決済注文（利益確定のための「指値注文」と損失限定のための「逆指値注文」）をセットで出す注文方法です。

《一括決済注文》

※決済する建玉件数が100件を超える場合はご利用できません。

1. 建玉指定一括決済

保有する建玉を複数選択して一括で決済する注文です。

2. 全決済注文

通貨ペアの売買別、自動売買グループごとに保有する建玉全てを一括で決済する注文です。（保有する全ての建玉を決済する注文ではありません。）

3. 全建玉一括決済注文（スマートフォンのみ）

同一通貨ペアにおいて保有する建玉を一括で決済する注文です。

（自動売買で保有する建玉は決済されません。）

4. 売建玉一括決済注文（スマートフォンのみ）

同一通貨ペアにおいて保有する売建玉を一括で決済する注文です。

（自動売買で保有する建玉は決済されません。）

5. 買建玉一括決済注文（スマートフォンのみ）

同一通貨ペアにおいて保有する買建玉を一括で決済する注文です。

（自動売買で保有する建玉は決済されません。）

《FIFO注文》

新規・決済を指定しない注文方法です。

発注時に同一通貨ペアの建玉を保有していないときは自動的に新規注文となり、発注時に同一通貨ペアで反対方向の手動売買による建玉を保有しているときは自動的に決済注

文となります。(発注時に同一通貨ペアで同一方向の手動売買による建玉を保有しているときには新規注文となります。)

自動的に決済注文となった場合、決済する建玉は約定日時が古いものから順番に決済となります。

《両建注文》

注文は全て新規注文となります。

売建玉(買建玉)を保有している状態で、同じ通貨ペアの買建玉(売建玉)を保有することができます。

※「成行注文」・「逆指値注文」・「一括決済注文」(・「ロスカット注文」(12))では、同一通貨ペア・同一注文手法・同一売買区分において、取引数量の合計が100万通貨を超える場合、大口マークアップが約定価格に加算されます。(※同一通貨ペアでも、自動売買取引とマニュアル取引それぞれ区別して各取引数量の合計を計算します。)大口マークアップが加算される場合はお客様に不利な価格で約定します。大口マークアップの値幅について詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

(15) 注文の有効期限

《手動売買注文》

1. 今日中

注文の有効期限を当日の取引終了時刻に設定する注文です。

2. 今週中

注文の有効期限を週末の取引終了時刻に設定する注文です。

3. 指定日時

注文の有効期限の日時を任意に設定する注文です。

4. 無期限

取消するまで有効となる注文です。

《自動売買注文》

自動売買注文の有効期限は無期限のみです。

(16) カバー取引

当社のお客様から受注した注文が約定した場合には、当社の為替リスクを縮小させるためにカバー先でカバー取引を行い、当社の保有建玉を減少、もしくは全ての保有建玉を解消します。この場合のカバー先の選択は、カバー価格などカバー先の状況により決定します。なお、当社がお客様から受注しカバー先でカバー取引を執行するまでの間に保有する未カバー建玉の上限額については、社内での必要な手続を経た上で決定しています。ま

た、当社は、カバー注文の発注前にお客様から売り注文と買い注文を受注した場合、当該注文を相殺し、相殺した注文についてはカバー注文を行いません。

(17) 約定の訂正等

本取引について、システム障害発生前にお客様から受注している注文がシステム障害の影響を受けたと当社が判断した場合、本来約定していた価格にて約定をつける措置、あるいは本来の価格との差額もしくは反映されるべき金額を調整金の入出金にて調整する措置等を実施させていただく場合があります。詳しくは、当社ホームページ「システム障害発生時の対応」をご覧ください。

トライオート FX の自動売買に関する重要事項

- (1) 下記①～④の場合は自動売買注文が稼働停止します。
- ①建玉を手動決済した場合
 - ②建玉がロスカットされた場合
 - ③注文がエラーとなり、発注もしくは約定せずに失効した場合
 - ④注文を変更また取消した場合
- (2) 下記①～④の場合は注文がエラーとなり発注もしくは約定しない可能性があります。注文がエラーとなった場合、自動売買注文が稼働停止となり再発注されません。自動売買で成立した建玉を保有している場合は、お客様ご自身で決済を行っていただく必要があります。
- ①カバー先を含むシステム間の通信回線が切断した場合
 - ②注文発注時の指値・逆指値価格が以下の場合
 - ・買い注文
カウンター値により発注された指値価格がその時のアスク価格を上回った場合
フォロー値による発注された逆指値価格がその時のアスク価格を下回った場合
 - ・売り注文
カウンター値により発注された指値価格がその時のビッド価格を下回った場合
フォロー値による発注された逆指値価格がその時のビッド価格を上回った場合
 - ③カバー先から価格配信が停止した場合
 - ④複数の自動売買注文（自動売買グループ）を一度に発注する場合、全ての注文の発注、もしくは全ての注文の取消のいずれかになります。一部の注文のみ発注することはできません。
- なお、上記①～④は注文がエラーとなる典型的なケースであり、上記①～④以外でも注文がエラーとなる場合があります。
- (3) お客様ご自身で自動売買の稼働を停止した際、自動売買で成立した建玉を保有している場合は、発注済みの決済注文は稼働停止となりませんが、お客様ご自身で決済を行っていただくことも可能です。
- (4) 複数の自動売買注文を発注した場合、利益が大きくなる可能性がある反面、損失が拡大する可能性があります。
- (5) 複数の建玉および注文を保有する事により、発注した注文の処理が遅れる場合があります。
- (6) カウンター（「カウンター」とは、最初の新規注文に対する決済注文約定後、「当該決済注文

の取引価格からあらかじめ指定した値幅（カウンター値）を加算した価格」または「あらかじめ指定した価格」により、再度自動で行う新規の指値注文をいいます。以下同様。）およびフォロー（「フォロー」とは、最初の新規注文に対する決済注文約定後、「当該決済注文の約定価格からあらかじめ指定した値幅（フォロー値）に発注時のスプレッドを加算した価格」により、再度自動で行う新規の逆指値注文をいいます。以下同様。）は、相場の状況により、自動売買注文の設定が変更され下記①～②の通りに発注されます。

①買い注文

- ・カウンター値により発注される指値価格とその時のアスク価格を比較し、指値価格がその時のアスク価格を上回っていた場合、自動的に指値注文を逆指値注文に変更し、発注します。※1

※1 指値価格を逆指値価格に変更し、発注します。

※カウンター値とフォロー値を両方設定していた場合、フォロー値による新規逆指値注文は発注せず、当該注文の取消等、変更等の履歴は表示されません。

- ・フォロー値により発注される逆指値価格とその時のアスク価格を比較し、逆指値価格がその時のアスク価格を下回っていた場合、自動的に逆指値注文を指値注文に変更し、発注します。※1

※1 逆指値価格を指値価格に変更し、発注します。

※カウンター値とフォロー値を両方設定していた場合、カウンター値による新規指値注文は発注されず、当該注文の取消等、変更等の履歴は表示されません。

②売り注文

- ・カウンター値により発注される指値価格とその時のビッド価格を比較し、指値価格がその時のビッド価格を下回っていた場合、自動的に指値注文を逆指値注文に変更し、発注します。※1

※1 指値価格を逆指値価格に変更し、発注します。

※カウンター値とフォロー値を両方設定していた場合、フォロー値による新規逆指値注文は発注されず、当該注文の取消等、変更等の履歴は表示されません。

- ・フォロー値により発注される売り逆指値価格とその時のビッド価格を比較し、逆指値価格がその時のビッド価格を上回っていた場合、自動的に逆指値注文を指値注文に変更し、発注します。※1

※1 逆指値価格を指値価格に変更し、発注します。

※カウンター値とフォロー値を両方設定していた場合、カウンター値による新規指値注文は発注されず、当該注文の取消等、変更等の履歴は表示されません。

- (7) 指値注文は、月曜日の取引開始時、および日次のシステムメンテナンス後の取引開始時などを除いて指値価格で約定します。指値注文の条件を最初に満たした価格が指値価格と離れて

いた場合でも指値価格で約定するため、指値価格と最初に条件を満たした価格の差額は、お客様にとって不利な価格差となります。

- (8) 取引画面のチャート価格は参考値となります。
- (9) 注文を変更する場合には、売買方針等によって制限があります。自動売買の仕組みや操作方法については、必ず当社ホームページおよび「トライオート操作マニュアル」をご覧ください。
- (10) 指値注文、逆指値注文における約定例

《指値注文》

(例)

- ①米ドル/円のアスク価格が 101 円の時に、100 円の買い指値注文を発注
 - ②翌営業日、システムメンテナンス後の取引開始時の米ドル/円の価格が 99 円の場合、99 円で買い指値注文が約定
- ※発注時のアスク価格と指値価格が同じ価格の場合、指値注文は発注され、受注後の次の提示価格から約定判定を開始します。なお、買い新規注文を発注し、新規注文約定後、決済の売り指値注文発注時にビッド価格が指値価格を上回っていた場合、決済注文は指値価格で約定します。売り新規注文を発注し、新規注文約定後、決済の買い指値注文発注時にアスク価格が指値価格を下回っていた場合、決済注文は指値価格で約定します。(いずれの場合もその時の価格よりも不利な価格で約定します。)

(例)

- 米ドル/円のアスク価格が 101 円の時に、100 円の新規買い指値注文を発注し、その新規注文が約定した後に 100.10 円の決済売り指値注文を発注する自動売買注文の場合
- ①米ドル/円の 100 円の買い指値注文を発注
 - ②アスク価格が 100 円を提示
 - ③100 円の買い新規指値注文が約定
 - ④新規指値注文約定後、100.10 円の決済売指値注文を発注する際のビッド価格が 100.20 円を提示
 - ⑤100.10 円の売り指値注文を発注
 - ⑥指値価格の 100.10 円で決済注文が約定

《逆指値注文》

(例)

米ドル/円のアスク価格が 101 円の時に、100 円の新規買い指値注文を発注し、その新規注文が約定した後、99.90 円の決済売り逆指値注文を発注する自動売買注文の場合

- ①米ドル/円の 100 円の買い指値注文を発注
- ②アスク価格が 100 円を提示
- ③100 円の買い新規指値注文が約定
- ④新規指値注文約定後、99.90 円の決済売逆指値注文を発注する際のビッド価格が 99.80 円を提示
- ⑤99.90 円の売り逆指値注文を発注
- ⑥その時のビッド価格の 99.80 円で決済注文が約定

※逆指値注文については、同一通貨ペアかつ同一売買で 100 万通貨を超える約定の場合、別途、約定価格に大口マークアップが加算されます。

トライオート FX に関する用語解説

(1) 相対取引

取引所などを介さず、売り手と買い手が直接取引することです。取引方法や取引価格は、当事者間で決まります。

(2) インターバンク市場

取引参加者が銀行を中心とした金融機関に限定された市場のことをいいます。

(3) Ask (アスク)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

(4) BID (ビッド)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

(5) 金融商品取引法

投資者の保護等を目的として、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定めること等により、金融商品等の取引等を公正にし、金融商品等の公正な価格形成等を図るために定められた法律です。

(6) 金融商品取引業者

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

(7) 裁判外紛争解決制度

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

(8) 一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品取引業者の適正円滑な運営を確保することにより、委託者等の保護と金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とした自主規制団体です。金融庁長官により監督されています。

(9) 差金決済

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

(10) スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に

同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントとといいます。

(11) 証拠金

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

(12) 建玉

売買の新規取引を行った後、決済を行っていない通貨や数量などのことです。売っている状況を売建玉、買っている状況を買建玉とといいます。ポジションともいいます。

(13) 約定（やくじょう）

取引が成立することです。（約定日＝成立した日・約定価格＝成立した価格）

(14) 両建て取引

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

(15) レバレッジ

少額の投資資金で、大きなリターンが期待できることをレバレッジ効果と呼んでいます。外国為替証拠金取引では、例えば 10 万円の証拠金に対して 100 万円分の取引をした場合、レバレッジ比率は 10 倍となります。

(16) ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。ただし、急激な相場変動時には、損失が証拠金預託額を上回るおそれがあります。

(17) ロールオーバー

建玉の転売もしくは買戻しによる決済を行わない場合に、決済日を翌営業日以降に先延ばしすることをいいます。

(18) スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格またはお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

以上

2026 年 4 月 1 日作成

2026 年 4 月 6 日交付